

令和7年第8回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年8月29日（金）午後1時57分から午後3時24分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（16人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（3人）

小口 建二
山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（5人）

局 長	小林 隆志
次 長	宮坂 征憲
統括主幹（農政）	今井 啓智
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

なし

5. 議事録署名委員

4 番	山岡 啓助
7 番	山田 和男

6. 議 事

- ・議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第32号 農業振興地域整備計画（農業振興地域内農用地区域内からの除外）の変更に

ついて

7. 会議の概要

【開会 午後1時57分】

高林会長代理 定刻前ですが、これから令和7年第8回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は全員が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。4番 山岡 啓助 委員、7番 山田 和男 委員 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願いいたします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、JR中央本線高架下を右折、500mほど上った天狗社の麓に位置します。沢に面したところに田畑が連なっている一角ですが、ここ数年間は耕作しておらず、草刈管理もされない状況になっております。申請内容を申し上げます。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。譲渡人が父親から相続しましたが、遠方に居住しており耕作することができないため、不動産業者に相談し、不動産業者の紹介により、隣接地にお住いの譲受人に贈与するものです。譲受人は住宅に隣接しているため作業性が良く大切にに使わせていただきたいとのことです。現地は境界もしっかり確認されており特に問題はありませんでした。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、3番を事務局から説明をよろしくお願いいたします。

宮坂次長 農地法第3条の規定による許可処分の貸借について、2番につきましては、昨年第8回総会で議決をいただいた案件で、令和6年9月1日から令和7年8月31日まで利用権設定されているものです。今回期間満了に伴いまして、1年間の利用について申請があったものです。昨年実施した利用状況調査につきましても、遊休農地の判断はされておられません。作付予定作物はトマトを予定されており、作業に従事する方は借り人と借り人の妻の2名です。3番につきましては、2022年第8回総会で議決をいただいた案件で、令和4年9月1日から令和7年8月31日まで利用権設定されているものです。引き続き3年間の利用について申請があったものです。昨年実施した利用状況調査につきましても、遊休農地の判断はされておられません。借り人につきましては、今回の申請以外に所有地として1358.63㎡（田850㎡・畑508.63㎡）所有されております。作付予定作物は夏野菜・冬野菜を予定されており、借り人1名で実施していくということでございます。こちらのほうも特に問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、2番3番を決定とさせていただきます。議案第29号は以上です。続きまして、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は花岡地区です。山岡委員よろしくお願いします。

山岡委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、湊小学校前信号機を中央自動車道方面に右折、湊支所を過ぎ、船魂神社の前に位置し、住宅と農地が混在しているところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。現在ある駐車場が手狭になっているために駐車場にするとのことです。駐車スペースは接続道路より約50cm低いいため、盛り土をする予定だそうです。農地との境は、なだらかなスロープにするとのことです。境界はコンクリート柱や杭で明確になっていました。申請内容に関し、隣接所有者の了解を得ているとのことです。また、申請地は小田井遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、近々試掘調査をする予定とのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。ただいま山岡委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は橋原地区です。高林委員よろしくお願いします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、JR 岡谷駅を鉄道沿いに南下、天竜川を橋原橋で渡り、鎌倉街道を洩矢神社方向に向かい、神社の手前で左折、中央自動車道下の傾斜地に位置します。周囲は住宅と農地、墓地等が混在しております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には造成請負業者の代表が立ち会いました。申請地は以前より申請者が畑として耕作していましたが、周囲のコンクリート擁壁が傾きヒビが入るなど、危険な状態にあるため、古いコンクリート擁壁を撤去、新たなコンクリート擁壁で土留めを行い、一部を奥の住宅への進入路と同レベルまで 80 cm ほど掘り下げ整地をし、畑に来た時の駐車場にしたいとのことです。また、この畑の上部に申請者の長男の住宅が隣接地にありまして、家族の駐車場として利用したいとのこと。なお、畑の下部には奥にある墓地の通路になっており、既存のコンクリート擁壁を撤去することで通行する者の安全が確保されるとのこと。雨水の処理は地下浸透とのこと。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございました。ただいま高林委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、ヤマダ電機テックランド岡谷店から南方向に 150m ほどのところ、また、(有)マル吉横川セメントから西方向に 200m ほどのところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申

請代理人が立ち会いました。申請地は家屋が混み合っているところで、隣接所有者にはそれぞれ説明をして、同意を得ているとのこと。境界はコンクリート擁壁、コン柱、プラ柱、刻み、プレートがあり、明確になっていました。雨水につきましては宅地内処理、家庭用雑排水は公共用下水道に接続するとのこと。また、申請地は東町田中遺跡の埋蔵文化財地域に指定されており、届出が済んでいるとのこと。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。議案第30号は以上です。続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は西堀地区です。小口委員よろしく願います。

後藤主任 1番の説明の前に議案書の修正をお願いします。譲受人の住所に記載漏れがありました。譲受人の住所は、▲▲になりますので、加筆修正をお願いします。

議長 譲受人の住所を記入しておいてください。では、小口委員よろしく願います。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を国道20号方面に進み、横河川橋手前の四差路の手前を右折し、約50m進んだ左側に位置します。周辺はすべて住宅街になっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。施工業者の社員1名立会いのもと、現地確認を行いました。境界は、コンクリート柱、プラスチック柱ですべて明確になっていました。造成につきましては、東側西側が市道に面しており段差があるため、西側道路側に合わせて盛り土をするとのこと。なお、隣接する農地が無い場合、周辺農地に対する影響は少ないとのこと。排水計画ですが、生活排水については公共用下水道に接続、雨水は宅地内処理とのこと。申請地は埋蔵文化財地域に指定されていません。なお、転用の事由につきましては、譲渡人が高齢のため、維持管理が困難で手放したいとのこと。また、申請地と道路を挟んで東側にある譲渡人所有の宅地、現在は空き家になっておりますが、合わせて宅地分譲をするとのこと。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は駒沢地区です。山崎委員よろしくお願いします。

山崎委員 説明いたします。県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、天白橋の交差点を山側に市道107号線を約400m進んだ道路沿いの農地です。申請内容を申し上げます。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人と隣接所有者1名が立ち会いました。境界は、プラ杭と鉄鋸が入っております。また、一段下がった隣接地との境は明確なコンクリート擁壁が構築されておりました。排水につきましては、自然浸透にて対応し、周囲に農業用排水施設等はありません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま山崎委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

（異議なし）

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第31号は以上です。続きまして、議案第32号 農業振興地域整備計画（農業振興地域内農用地区域内からの除外）の変更について上程いたしますので事務局から説明をお願いします。

今井統括主幹 農林水産課統括主幹 今井です。議案第32号 農業振興地域整備計画（農業振興地域内農用地区域内からの除外）の変更について説明いたします。

本件につきましては、先月の農業委員会におきまして、樋沢地区における慎重な対応が求められる案件であることや、本日の農業委員会で円滑な審査をいただくために、事前に委員さん方に概要について説明させていただいております。その後、農振除外の書類が整い、8月25日には担当農業委員さんによる「現地調査」も実施しましたので、本日、委員さん方からの意見をお聴きするために「議案」として提出するものでありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、配布した資料であります。1 ページの「様式 3」、2 ページの「様式 4」、3 ページの「様式 5-1」の資料は、農業委員会からの意見を聴いた後に、県との「事前協議」の際に提出する資料となりますので、この資料に沿って説明させていただきます。なお、説明は、前回の概要説明と重複する部分もありますが、ご承知おきください。

まず、1 ページの「整備計画 変更概要書」をご覧ください。1 の変更理由であります。2 にありますとおり、「この申請地は、かつて「土地所有者」が、牛糞の堆肥舎として使用していた経過がありますが、当該堆肥舎を「転用事業計画者」が製造・販売する「ループ堆肥」の管理・保管用の堆肥舎として貸借するため、第 5 条転用の前提として「農用地利用計画の変更」、つまり「農振除外」を行うものであり、当該申出は、農振法第 13 条 第 2 項第 1 号から第 6 号までの 6 要件を全て満たすと考えます。」としております。ちなみに、農振除外は、この 6 つの要件を全て満たすことが必須条件となっておりまして、一つでも要件を満たさない場合は「農振除外」が行えないものとなります。

次に、2 ページの「整備計画 変更一覧表」をご覧ください。土地の所在は「●●」、土地所有者は「○○」、転用事業計画者は「◇◇」となります。面積は 3 千 7 4 平方メートルのうち、堆肥舎と作業スペースを合わせて 3 0 9 . 6 5 平方メートルとなっております。

次に、3 ページの「様式 5-1」をご覧ください。上から 3 段目の、「除外要件の判断」であります。先ほど申し上げました農振法第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの 6 要件に照らした結果、除外の要件を全て満たしているものと判断いたしました。

まず、第 1 号の「必要性・非代替性」の理由につきましては、同社所有の土地利用を検討しましたが、同社所有の土地の面積は約 2 万 6 千平方メートルで、そのほとんどが事務所、工場、倉庫、駐車場に供されているものであり、それ以外は全て山林となるため、自社所有の土地での堆肥舎建設は難しいとの判断に至りました。次に、同社所有の土地以外の他の地区における土地利用を検討しました。現在、同社の「辰野営業所」が、「ループ堆肥」の生産・保管施設となっておりますので、その周辺の上伊那地区において新たな保管場所を検討しましたが、堆肥管理施設の建設に難色を示され、地権者の同意が得られず、決定に至らなかったとのこととなります。こうした経過を経て、樋沢地区における農用地に決定したのは、立地条件等が同社の事業計画の遂行に合致することや、以前は牛糞の堆肥舎として使用された経過があり、当該施設を有効活用できることから決定に至ったものであります。なお、同社では、販売用として保管している「ループ堆肥」の一部を、近隣農業者へ

無償提供することによって、地域貢献を果たしていくとの意向を示しております。
以上の理由によりまして、第1号の「必要性・非代替性」の要件を満たすと判断いたしました。

次に、第2号の「地域計画の達成に支障がない」と判断した理由につきましては、現在、本市で「地域計画」を策定しているのは、「湊栃久保地区」においてのみであり、樋沢地区は計画策定地域ではないことによるものであります。

次の第3号の「土地利用への支障なし」と判断した理由であります。本件では、堆肥舎の臭気による周辺への影響が最も懸念されますが、「ループ堆肥」の原料が「食品残渣」であることや、製造工程で「バイオ酵素」を混ぜ込むため、通常の堆肥に比べ、臭気が大幅に抑制されるものであること。また、現在、辰野営業所に隣接のビニールハウスで、2次発酵するための同堆肥を保管しておりますが、環境未来㈱が実施した悪臭防止法の指標となる「臭気指数」及び「臭気濃度」といった臭気測定では10未満を示しており、この臭気レベルは「意識して、ようやく臭いが感知できる程度」にまで抑えられているものであります。同社では、堆肥舎の正面の半分を「カーテン」と「タキロン」で仕切り、側面及び背面を全面的に「タキロン」で仕切ることによって、ほぼ辰野営業所のビニールハウスと同じ保管状態とします。これにより、臭気の拡散防止策を講じるとしております。以上の理由によりまして、第3号の要件を満たすものと判断いたしました。

次の第4号の「利用集積への支障なし」であります。これは、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農用地の利用集積に支障がない。」とするものでありまして、この「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」というのは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「特定農業法人」や「特定農業団体」を指すものであります。その中でも樋沢地区で該当するのは「認定農業者」のみということになります。第4号の要件を満たすとした理由は、本件は、隣接関係者の承諾が必要であることから、4名の方の承諾を得ております。そのうち、3名の方は認定農業者であります。各氏が本件に承諾していることから、認定農業者が認定審査の際に提出した5年間の「経営改善計画」の実行に支障はありません。なお、樋沢地区は、湖周ごみ処理施設の設置経過等を含め、特に慎重な対応や配慮が必要となるため、隣接関係者のみならず、樋沢地区の他の認定農業者なども含め、樋沢地区全体としての承諾を得ております。以上の理由により、第4号の要件を満たすものと判断いたしました。

次の第5号は「施設機能への支障なし」とするものですが、当該堆肥舎の通常使用によるほか、災害等で倒壊した場合であっても、用排水路などの施設への土砂等の流入による用排水路停滞や、汚濁水の流入による支障はないとしております。

最後の第6号は、「土地改良事業等が実施された場合、8年間を経過しているか」

という要件ではありますが、樋沢地区において当該事業は実施されていないので、問題はないと判断しております。

それでは、資料1ページにお戻りください。下段の「3の市町村 農業振興計画変更」に当たっての関係団体等からの意見聴取の欄の(2)に「主な意見」という項目があります。今後、県との事前協議を行うには、この項目に農業委員会の意見を付することになっておりますので、本日の委員さんからの意見をここに記載する訳ではありますが、とはいえ、様々な意見が出されても、全てを記載することはできません。また、他市町村では「やむを得ない事情と判断します。」と一言のみ意見を付している事例もあります。ですので、農業委員会としてのご意見をまとめやすくするため、ここの太字にありますとおり事務局案を示させていただきました。事務局案としましては、ここに記載のとおり「農振法第13条第2項第1号から第6号までの全ての要件を満たすものであり、やむを得ない事情と判断します。その後であります、附帯意見的な文言として「なお、堆肥舎の臭気拡散防止策に万全を期するとともに、苦情があった場合には早急に対応されたい。」という文言を付していきたいと考えております。これは、あくまで、事務局案でありますので、これ以外に、こうした文言にした方がいいとか、そもそも承諾できないとか、そういったことも含め、ざっくばらんなご意見をお聴きしたいと思います。議案第32号についての説明は、以上です。よろしく、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見等をお願いします。

高林委員 農協で堆肥を買って使っているのですが、けっこう水分があります。食物残渣はどういったところに持ち込むのでしょうか。

今井統括主幹 スーパー、コンビニエンスストア等の期限切れの弁当や老人福祉施設から食物残渣を回収すると聞いております。

高林委員 この食物残渣は何かと混ぜる時に水分は出るのでしょうか。

今井統括主幹 製造工程で一次発酵のところを辰野営業所で機械にかけています。その他のものを樋沢地区の方に持ち込むことになります。1次発酵から2次発酵の間のものを扱うようです。

高林委員 配られている資料の航空写真を見ると、対象地の近くに樋沢水源があります。堆

肥を積み込むところは地面がコンクリートだと思いますが、積んである間に地下浸透で樋沢水源のほうに水分が流れ出てしまうことはないのでしょうか。確実に処理していただけるのでしょうか。

今井統括主幹 対象地が樋沢水源の近くということで、地下浸透の可能性は完全に無いとは言いきれませんが、臭気も地下浸透もされないような形での配慮を申し入れていきたいと考えております。

小林局長 水道課にも確認しているのですが、特に影響はないという回答でした。

高林委員 専門家がみて大丈夫ということであればよいと思います。

小林局長 今、水分の話がありましたが、大雨が降った場合も特に影響はなく流れ出るようなことはないとのことでした。

山岡委員 堆肥のサンプルありましたら、現地調査に行っていない方々にみてもらうようお願いします。完熟させた状態のものを対象地で保管するという認識でよろしいでしょうか。

今井統括主幹 その通りです。

小林局長 サンプルは最終段階の物です。◇◇には1次発酵が済んで設置する物のサンプルをくださいという話はしています。

議長 他にご意見あるでしょうか。

山岡委員 貯蔵庫に6ヶ月保管している間に2次発酵したものを攪拌するということですが、新しいものを追加する時に、天候によって泥だらけになってしまうのを心配しています。また、裏側をコンクリートの壁で囲っているので水分が入ってこないと思うのですが、裏側が荒れ地になっていて、アレチウリ等のツルが伸びていたのですが、近隣の管理をどのようにしていくのか心配しています。

小林局長 今のところ確認できていません。今出たご質問やご意見の内容を◇◇に投げかけて、回答をいただきたいと思っております。今は把握しているところで答えていま

す。

早出委員 敷地面積がこのような広さで行っていただけるのでしょうか。

小林局長 ◇◇としても樋沢地区だけでは狭いということでした。
他の所もあって、いくつかある中の1つとして活用させてもらいたいということでした。一部として考えていただきたいと思います。

早出委員 もう一つ、混ぜる添加物ですが、糶だけでは量が限られていていろいろなものを使われると思うのですが、どのように考えているのでしょうか。

今井統括主幹 臭いという面でバイオ酵素を混ぜ込むと聞いております。バイオ酵素を混ぜ込むことにより通常よりも大幅に臭いが抑えられるということでした。現在、辰野営業所に隣接のビニールハウスで、2次発酵するための同堆肥を保管しておりますが、臭気測定でも「臭気指数」及び「臭気濃度」が10未満ですし、臭気レベルも「意識して、ようやく臭いが感知できる程度」にまで抑えられているとのことでした。

小林局長 資料にもありますが、辰野営業所と同様にカーテンを設置し、タキロンで囲う状態にするとのことでした。隣接所有者の同意もいただいているとのことでした。岡谷市としても、地域の方の同意もできればいただきたいと思います。中には反対のする方もいらっしゃるのですが、隣接所有者の同意はいただいているとのことでした。今までのところ問題なく進めております。◇◇には、実際に設置するサンプルを提出してもらおうよう求めています。

議長 辰野営業所は近くに人家があるのでしょうか。

小林局長 無いです。◆◆がしていた仕事を◇◇が引き継ぎました。当時は臭気のクレームがあったけれども、今は特に無いと聞いております。

議長 臭気のクレームが無くなった状態で、樋沢地区に移るということですね。他にご意見あるのでしょうか。

早出委員 松本市の今井地区でも産業廃棄物処理で問題になっていると聞いております。完全密閉した施設ではないので、2次発酵したものでも臭いは排除できないのではな

いかと心配しております。あまり簡単に考えないほうがよいと思います。

議長 個人的には地域の方々の承諾を得られればよいのではないかと思います。気を遣っていただいて、あまり増築をしないようにして細々とやっていただきたいと思います。

濱委員 牛ふんや豚ふんと食物残渣とは臭いが違うのではないのでしょうか。1次発酵でバイオ酵素を使うということですので、臭いが違うのではないのでしょうか。

小林局長 食物残渣もけっこう臭います。牛ふんや豚ふんとは違うけど、臭いはきついです。バイオ酵素を混ぜ込むことで臭気を抑えているということなので、そういうところも確認したいと思います。

早出委員 時間がたてば、臭いが緩和されていくかもしれませんね。

小林局長 いただいた意見は相手方にもお伝えすべき話だと思います。回答を求めるものは回答をいただきたいと思います。

高林委員 一つ要望です。対象地が樋沢地区の中心にあるので、美化には気を付けていただきたいと思います。とても良い試みだと思うのですが、風光明媚なところで散らかるようなことはしていただきたくないし、樋沢地区の中である美化活動、地域の農業を守る活動についてもぜひ協力をお願いしたいと思います。積極的に参加をお願いしたいと思います。

今井委員 この案件は、個人的な感覚であって、どのレベルからが問題でどのレベルからが問題ではないかが人によって違うと思います。非常にデリケートな話で難しいです。

議長 このような意見が出たということで上手にまとめてください。

小林局長 農業委員会としては、このような意見が出たので気を遣って行ってくださいということになると思います。地元の方々が安心して暮らせるようにしてくださいという話をしていきたいと思います。

清水委員 反対している人がいるという話を聞いています。反対している人が納得いくよう

に進めていってほしいと思います。

小林局長 反対している人がいますが、隣接所有者の方ではありません。地域の皆さんの同意をいただくことに協力してください、とお願い事をしている中で反対をしています。臭気レベルが出来ているなら示してもらって、それでも臭気があるならば意見を取り入れながら進めていくことになると思います。

今井統括主幹 囲いですが、最初はカーテンのみでしたが、臭気防止策として半分をカーテン、半分をタキロンにしています。

小林局長 反対されている方も臭いが無ければ大丈夫だよということになると思います。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程４の議事は終了いたします。

議長 よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和７年第８回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後３時２４分】

令和７年８月２９日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 山 岡 啓 助

氏 名 山 田 和 男